

# 石綿取扱特別教育は 「作業従事者」を対象とした 安全衛生教育です

未受講での作業は **労働安全衛生法違反**

作業者 >>> 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金  
事業者 >>> 6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

が課せられる場合があります

石綿取扱特別教育の受講は  
事業者の義務です

NEXT





建設資格の **強いミカタ**

# 飛騨高山 技能講習センター

岐阜労働局登録教習機関



豊富な受講科目



現場経験豊富な  
熟練講師



最大100人まで  
同時受講可能

## 飛騨地域初の建設教習トレーニングセンター

建設業界に携わる方に必要な資格を高山市内で取得可能!!  
科目受講料や講義日程など詳細な情報はホームページをご覧ください!!



Check!!

### 石綿取扱特別教育のご案内

【講習日】 2026年12月10日(木) 【講習時間】 1日/4時間30分

【受講料】 12,000円/満18歳以上の方

※人材開発支援助成金対象



Safe and high-quality

**Masakari**



## 飛騨高山技能講習センター

岐阜県高山市松之木町1278番地1

0577-62-8115 info@htc-masakari.jp

0577-62-8116 https://htc-masakari.jp/